

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

| | | | | | | | | | |
|------|---|--------|------|--------------|------|--------|--------|-----|----|
| 法令名 | 農業協同組合法 | | 法令番号 | 昭和22年法律第132号 | | | | | |
| 手続名 | 宅地等供給事業実施規程の変更の承認 | | 根拠条項 | 第11条の48第3項 | | | | | |
| 審査基準 | <p>「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知）</p> <p>1 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。</p> <p>（1）施行規則第51条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されていること</p> <p>（2）事業実施組合は、出資組合に限られていること</p> <p>2 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。</p> <p>※佐賀県農業協同組合法施行規則第11条第2項に明記</p> | | | | | | | | |
| | 受付機関 | 生産者支援課 | 処理機関 | 生産者支援課 | 交付機関 | 生産者支援課 | 標準処理期間 | 30日 | 目次 |
| | | | | | | 標準経由期間 | 日 | No. | |